

～宅地建物取引業関係手続の郵送受付について～

宅地建物取引業関係の手続のうち、下記手続きについて、郵送での受付も可能です。

1. 対象手続

- ・宅地建物取引士資格登録
- ・宅地建物取引士資格登録事項（氏名・住所・本籍・従事先）の変更登録申請
- ・宅地建物取引士の死亡等の届出（死亡・欠格事由該当による登録の抹消）
- ・宅地建物取引業免許変更届（商号又は名称、若しくは役員（代表者に関するものは除く）に関する手続のみ）
- ・業務を行う場所の届出（法第 50 条 2 項関係）
- ・営業保証金供託済届出書（新規免許の取得及び事務所の新設を除く）
- ・営業保証金取戻し公告届
- ・債権の申出のない証明願（受付のみ、交付は窓口となります）

2. 提出方法

簡易書留による郵送

○申請書等には個人情報が含まれていますので、郵送する場合は、必ず簡易書留郵便で送付してください。

簡易書留以外の方法での郵送や郵便事故等により申請書等が建設業・不動産業室に到達しない場合については責任を負いかねます。

送付先 〒460-8501 （郵便番号を記入すれば住所記入は不要です。）
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 愛知県自治センター3 階
愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課 建設業・不動産業室
不動産業グループ 宛て

3. 留意点

申請書等の作成に当たっては、下記「リンク先の関係書類の一覧表」をよくお読みいただき、書類への記載漏れや記載誤り、提出書類の不足がないようにしてください。

- ・[宅地建物取引士資格登録](#) 正本 1 部
- ・[宅地建物取引士資格登録事項（氏名・住所・本籍・従事先）の変更登録申請](#) 正本 1 部
- ・[宅地建物取引士の死亡等の届出（死亡・欠格事由該当による登録の抹消）](#) 正本 1 部
- ・[宅地建物取引業免許変更届（商号又は名称、若しくは役員（代表者に関するものは除く）に関する手続のみ）](#)

正本・副本各 1 部 返信用封筒

- ・[業務を行う場所の届出（法第 50 条 2 項関係）](#)

愛知県知事免許 正本・副本各 1 部 返信用封筒

国土交通大臣免許 正本 1 部

愛知県知事以外の都道府県知事免許 正本 2 部・副本 1 部 返信用封筒

- ・ [営業保証金供託済届出書（新規免許の取得及び事務所の新設を除く）](#) 正本 1 部
- ・ [営業保証金取戻し公告届](#) 正本 1 部
- ・ [債権の申出のない証明願](#) 正本 2 部

○郵送の場合、封筒表面に、**提出書類の名称を記載してください。**

（例：宅地建物取引士資格登録申請書在中）

○審査終了後に受付を行い、補正が必要な場合は電話をいたしますので、対応していただける方の連絡先を記入したもの（名刺等）を添付してください。（日中に連絡可能な連絡先としてください。）

○補正がある場合は、上記の補正が終了後、受付を行います。

※補正不能な不備があり、受付できないと判断された場合は、いったん書類をお返しすることとなりますのでご承知おきください。

○**宅地建物取引業免許変更届及び業務を行う場所の届出（法第 50 条の 2 項関係、国土交通大臣免許を除く）については副本を返送いたします。返信用封筒※を申請書等と一緒にご提出ください。**

※返信先の宛名を記載してください。返送に必要な費用（切手等）は提出者の負担となります（切手等の貼付がないなど、費用をご負担いただけない場合は、副本を窓口に取りに来ていただくことになります。）

○**業務を行う場所の届出（法第 50 条の 2 項関係）は、業務を開始する 10 日前（届出日と営業開始日当日は算入しない）までに提出する必要があります。（郵送による提出の場合、必着のこと。）**

○**債権の申出のない証明願の証明の交付については、窓口にて行いますので受領印（窓口にお越しになる方の認印）をお持ちのうえ、窓口にお越しください。**

○不明な点等については、都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室 不動産業グループ（052-954-6582）までお問い合わせください。